

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第9号**

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第6条、第9条関係）</b>		<b>別表（第6条、第9条関係）</b>	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) クロマト庫	<u>330円</u>	(1) クロマト庫	<u>300円</u>
(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>570円</u>	(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>530円</u>
(3) プレハブ冷凍庫	<u>440円</u>	(3) プレハブ冷凍庫	<u>390円</u>
(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,520円</u>	(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,430円</u>
(5) 衝撃式粉砕機	<u>490円</u>	(5) 衝撃式粉砕機	<u>450円</u>
(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,530円</u>	(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,900円</u>
(7) 急速凍結機	<u>500円</u>	(7) 急速凍結機	<u>470円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,150円</u>	(1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,130円</u>
(2) 糖分析装置	<u>960円</u>	(2) 糖分析装置	<u>930円</u>
(3) 有機酸分析装置	<u>1,120円</u>	(3) 有機酸分析装置	<u>1,090円</u>
(4) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,230円</u>	(4) <u>生体微量酵素解析システム</u>	<u>500円</u>
(5) 示差走査熱量計	<u>470円</u>	(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,180円</u>
(6) 香气成分回収装置	<u>820円</u>	(6) 示差走査熱量計	<u>440円</u>
(7) 発酵成分定量分析装置	<u>1,470円</u>	(7) 香气成分回収装置	<u>1,080円</u>
(8) <u>蛍光顕微鏡</u>	<u>1,030円</u>	(8) 発酵成分定量分析装置	<u>1,230円</u>
備考 (略)		備考 (略)	

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。